

コーポレートガバナンス

役員報酬

当社の取締役の報酬等の額またはその算出方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。また、当社は、報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会（社内取締役1名、社外取締役3名、社外有識者1名で構成）」を設置しています。本委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役および経営陣幹部の報酬案について審議を行い、取締役会に対して、答申を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、審議し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役の報酬を決定します。

株式報酬制度の導入

2020年の6月に実施された第157回定時株主総会において、社外取締役を除いた当社の取締役を対象に、従来までの基本報酬に加えて株式報酬制度を導入することを決議し、承認されました。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて、対象の取締役にに対して交付されます。当社が対象取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり10,000ポイントを上限（1ポイントは当社株式1株。使用人兼務取締役の使用人としての給与とは含まない。）とし、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としています。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬の構成比率は、役位ごとに定める基準額を基準とし、基本報酬90%、株式報酬10%を目安とし、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとします。

なお、2022年度は業績の状況を各役員が鑑み、信託制度を利用した株式報酬制度（株式交付信託）のポイントの付与を辞退しております。

取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	270 (32)	270 (32)	—	—	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (25)	60 (25)	—	—	5 (3)

(注)上記の非金銭報酬等の額は、信託制度を利用した株式報酬制度(株式交付信託)の当事業年度の引当金計上額を記載することとしております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行い、一切関係を持ちません。この基本方針に基づき、総務部を対応統轄部署として情報収集を行うとともに、必要に応じ警察、弁護士などと連携して組織的に対応することとしています。

贈収賄・腐敗防止に向けた基本的な考え方と取り組み状況

当社グループでは社内コンプライアンスマニュアルにおいて、外国人公務員も含めた公務員への贈賄・贈答等の禁止、取引先への接待・贈答等は内容を十分に吟味して行わなければならない旨を明記しており、社内イントラネットでのマニュアルの公開とeラーニングによるコンプライアンス教育を定期的に行うことで周知徹底を行っています。

コンプライアンス

企業が持続的に発展する為には、土台となるコーポレートガバナンスの充実とともに、コンプライアンスの徹底が必要と考えます。

コンプライアンス体制

住友大阪セメントグループの全ての役職員（執行役員、嘱託、派遣社員を含む）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図る為、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、その役割と責任を明確にする為、「コンプライアンス委員会規程」を制定しています。

コンプライアンス推進体制

当社各部門にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を設置しています。

●コンプライアンス責任者

各部門長がコンプライアンス責任者となり、部門におけるコンプライアンスの管理監督などを行います。

●コンプライアンス担当者

コンプライアンス責任者の任命によりコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会事務局への情報伝達や各部門へのコンプライアンスに関する情報の周知などを行います。

なお、当社グループ会社につきましても、当社に準じた推進体制を確立することとしています。

当社グループの全ての役職員からの通報を受け、調査・是正などの措置を行う為の内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を設けています。同制度については、社内イントラネットで周知を図るとともに、対象を「法律違反や社内規程違反およびそのおそれがある行為ならびにそれらの疑いに対する疑問全般の受付」にまで拡大するなど、使いやすさの改善を図っています。

活動内容の紹介

コンプライアンスマニュアル

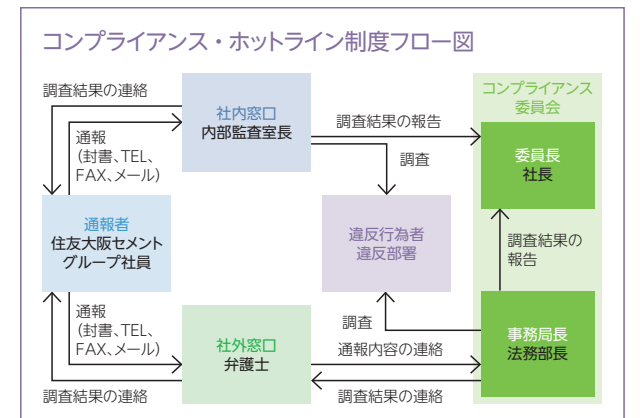
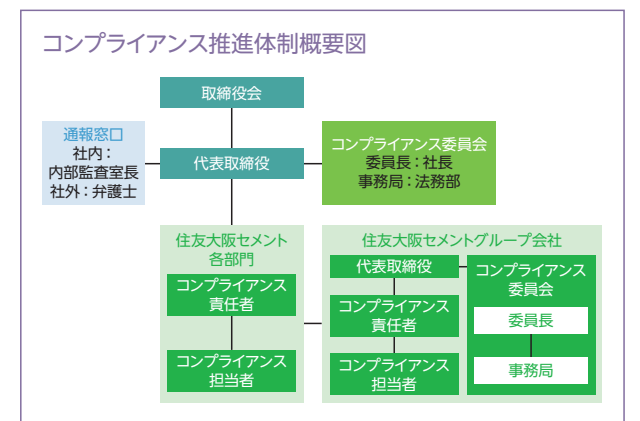
コンプライアンスの徹底を図る為の具体的な手引書として、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内イントラネットで公開するとともに、都度追加修正して、周知徹底を図っています。

役職員への啓蒙

- コンプライアンス委員会事務局が各部門・各グループ会社を対象に、コンプライアンスに関する講習会や法務相談を実施しています。
- コンプライアンスに関するタイムリーなテーマを外部の専門家が解説する、当社各部門・各グループ会社のコンプライアンス担当者を対象とした「コンプライアンス担当者会議」を開催しています。
- 当社役職員を対象に、eラーニングによるコンプライアンス・ビデオの視聴を実施しており、更に各グループ会社への展開を推進しています。
- 階層別研修においてもコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透・定着を進めています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理しています。コンプライアンス状況に関する監査は、「内部監査室」が行い、その結果をコンプライアンス委員会に報告しています。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、監査結果を取締役会および監査役に報告しています。



リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

住友大阪セメントグループのリスクの把握、評価および対応を図る為、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その役割と責任を明確にする為、「リスク管理委員会規程」を制定しています。

リスク管理委員会は、年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理しています。リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告しています。

リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、監査結果などを取締役会および監査役に報告しています。

2022年度の取り組み事項

2022年度は11月末に実施した本社移転に伴い、新本社ビルのリスク調査を行い、緊急時対応基本指針、大震災初動対応指針などのマニュアル類の改訂を行いました。主な訓練では新本社にて首都直下地震により本社および首都圏の事業所が被災した場合における本社災害対策本部の初動対応をシミュレーションし、災害対策本部事務局および下部組織メンバー（従業員支援班・情報広報班・システム班・本部支援班）が自身の役割を再認識すること等を目的とし、在宅勤務者もいる中での地震発生を想定しZoomも活用した形式で実施しました。

リスク管理に関する社内説明会、研修会の実施

2022年	10月	情報セキュリティ事故対応訓練
2023年	1月	各部・場所リスク管理担当者、関係会社リスク管理担当者合同会議・講習会開催(web形式)
	3月	安全運転教育実施(web形式) 本社災害対策本部訓練(初動対応)実施(対面+web形式)

情報セキュリティ

当社グループでは、情報の管理に関して必要な基本事項を定めた「情報管理基本規程」のもと、事業活動に関わる有形および無形の情報資産ならびに情報インフラを外部などからの脅威から保護し、当社の事業活動を安全かつ円滑に促進することを目的とする「情報セキュリティ基本規程」を制定し、これらに基づく管理体制のもと、情報セキュリティ活動に取り組んでいます。

また近年、社会的な問題になっているサイバー攻撃などヘタイムリーに対応していくことへの必要性から、新たなセキュリティサービス等の導入や、それらを利用していく為のインフラ基盤整備を実施しており、今後も継続していく予定です。

情報セキュリティ事故対応要領の制定

社内の情報の紛失、盗難、盗聴、誤送信などにより社内の機密情報もしくは顧客情報が流出すること、または外部からの攻撃などによるシステムの改ざん、破壊などにより業務が停止するような情報セキュリティ事故が発生した場合、被害を最小限に留める為、関係各部と連携した対応チームの設置その他必要となる対応の手順を定めています。

上記については、有事の際に的確に機能することを主な目的として、定期的な訓練を実施しています。

個人情報保護に関する基本方針

「個人情報の保護に関する法律」の基本理念のもとに、当社グループは、個人情報を適切に取り扱うことを経営の重要事項とし、「個人情報保護方針」を定めています。この基本方針に則り、「個人情報保護規程」に個人情報の適切な取り扱い方法と、保護の為の社内組織体制を定めています。

取締役のスキル・マトリックス

取締役のスキル・マトリックス

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等								
		企業経営	財務・会計	海外	人事・労務・安全衛生	生産・技術	研究開発	営業・マーケティング	法務・コンプライアンス・リスク管理	環境・サステナビリティ
関根 福一	取締役会長	○	○		○			○	○	
諸橋 央典	代表取締役 取締役社長	○	○		○			○	○	○
大西 利彦	代表取締役 取締役執行役員副社長	○		○				○		
土井 良治	代表取締役 取締役専務執行役員	○		○	○	○	○			○
小西 幹郎	取締役 専務執行役員	○		○		○	○	○		
関本 正毅	取締役 常務執行役員	○	○					○	○	○
牧野 光子	社外取締役				○			○		
稲川 龍也	社外取締役								○	○
森戸 義美	社外取締役	○	○		○	○		○		

情報開示

株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションには、正確かつタイムリーな情報開示により、住友大阪セメントグループの現況や経営計画をご理解いただくことが不可欠です。

また、幅広く当社グループの事業内容をご理解いただくことも重要と考え、説明会、見学会などさまざまなツールを用いてIR活動に努めています。

▶ ディスクロージャー・ポリシー

基本方針

当社は、適時・適正かつ公正・公平な情報開示を行います。株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。

開示方法

当社は、金融商品取引法などの関係法令を遵守し、東京証券取引所の「適時開示規則」に基づき、開示が義務付けられている情報は、TDnetおよびプレスリリースを通じて公開するとともに、当社ホームページに速やかに掲示します。

また、「適時開示規則」に該当しない情報であっても、株主、投資家や他のステークホルダーにとって有用であると当社が判断する情報については、ホームページやメディアを通じて、迅速かつ公平な情報開示に努めます。

沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止や情報開示の公平性確保の為、四半期ごとの決算において、決算期日の約2週間前より「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントおよびご質問への回答を控えています。ただし、沈黙期間中であっても、東京証券取引所の上場規程などに従って、業績や配当予想の修正などに関する適時開示を行うことがあります。

経営に対するフィードバック

当社は、株主や投資家・証券アナリストといった市場参加者と会社側との双方向のコミュニケーションを積極的に行い、当該コミュニケーションにより把握した意見は、IR担当部門が経営陣幹部および取締役会へフィードバックを行い、経営計画の策定に役立てます。

決算説明会の開催

機関投資家・アナリストに向けて、当社グループの経営状況をご理解いただく為、本決算・中間決算後に決算説明会を開催しております。決算説明会では、経営トップから決算内容を説明するとともに、質疑応答を行っています。その他にも国内外の証券アナリストや機関投資家からの個別取材に対応するなど、幅広く投資家と継続的にコミュニケーションを図っています。

2023年5月には、2022年度（2023年3月期）決算と、2023-25年度 中期経営計画を発表し、ベルサール東京汐留コンファレンスセンターにおける説明会の開催に加えて、オンライン会議システムを利用したwebでの同時中継を実施し、多くの方にご参加いただきました。



2022年度決算および中期経営計画説明会